

静岡県告示第290号の5

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、次のとおり国土調査として令和6年3月19日指定した。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
静岡市	駿河区下川原二丁目の一部	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
浜松市	中央区篠原町、天竜区二俣町二俣、浜名区三ヶ日町津々崎の各一部	〃
沼津市	第2地区第5工区、東駿河湾環道路第2・3地区	〃
熱海市	網代の一部	〃
三島市	川原ケ谷、大場の各一部	〃
富士宮市長	淀平町の一部	〃
島田市長	川根町身成の一部	〃
磐田市	池田の一部	〃
焼津市	田尻北、駅北、中、中港、石津、石津港町、栄町、焼津北、本町、新屋、小川、下小田中町、石津中町、石津向町、小川新町、鯛ヶ島の各一部	〃
掛川市	板沢の一部	〃
藤枝市	築地、築地上、高柳、兵太夫、与左衛門、大手の各一部	〃
袋井市	友永、大谷、下山梨、堀越、鷺巣、村松、久能、萱間、川会の各一部	〃
下田市	四丁目、六丁目の各一部	〃
裾野市	深良、岩波、御宿、千福の各一部	〃
伊豆市	瓜生野、冷川、徳永、八木沢の各一部	〃
伊豆の国市	長岡、壺之上、長瀬、南江間の各一部	〃
東伊豆町	稲取の一部	〃
河津町	谷津の一部	〃
松崎町	江奈、櫻田、那賀の各一部	〃
清水町	柿田、新宿、中徳倉、徳倉の各一部	〃
長泉町	竹原の一部	〃
小山町	一色の一部	〃
川根本町	水川の一部	〃